

令和4年

富士川町議会

第2回臨時会会議録

令和4年 4月25日 開会

令和4年 4月25日 閉会

山梨県富士川町議会

令和 4 年

富士川町議会第 2 回臨時会

令和 4 年 4 月 2 5 日

令和 4年 4月25日  
午前10時00分開議  
於 議 場

1 議事日程

- 日程第 1 仮議席の指定
- 日程第 2 諸般の報告
- 日程第 3 議長選挙  
(追加日程)
- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 副議長の選挙
- 日程第 5 常任委員会委員の選任について
- 日程第 6 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第 7 峡南広域行政組合議会議員の選挙について
- 日程第 8 三郡衛生組合議会議員の選挙について
- 日程第 9 中巨摩地区広域事務組合議会議員の選挙について
- 日程第10 山梨県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 日程第11 峡南医療センター企業団議会議員の選挙について
- 日程第12 山梨西部広域環境組合議会議員の選挙について
- 日程第13 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて(令和4年度富士川町一般会計補正予算(第1号))
- 日程第14 富士川町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 日程第15 同意第 2号 富士川町監査委員(学識経験)の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程第16 同意第 3号 富士川町監査委員(議会選出)の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程第17 同意第 4号 富士川町公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程第18 同意第 5号 富士川町固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程第19 同意第 6号 富士川町固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程第20 同意第 7号 富士川町固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程第21 ひとつくり常任委員会の閉会中の継続調査申出書について
- 日程第22 まちづくり常任委員会の閉会中の継続調査申出書について
- 日程第23 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書について

2 出席議員は次のとおりである。(13名)

1番	宇田川 朱 恵	2番	神 田 雅 也
3番	依 田 誠 司	4番	深 澤 一 幸
5番	小 林 和 良	6番	秋 山 仁
7番	望 月 眞	8番	小 林 有紀子
9番	齊 藤 欽 也	10番	青 柳 光 仁
11番	鮫 田 洋 平	12番	井 上 光 三
13番	堀 内 春 美		

3. 会議録署名議員

1番	宇田川 朱 恵	2番	神 田 雅 也
----	---------	----	---------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 (18人)

町 長	望 月 利 樹	教 育 長	古 屋 三 千 雄
会 計 管 理 者	秋 山 忠	政 策 秘 書 課 長	早 川 竜 一
財 務 課 長	樋 口 一 也	管 財 課 長	樋 口 一 也
税 務 課 長	望 月 奈 緒 美	防 災 交 通 課 長	大 久 保 公 生
町 民 生 活 課 長	一 之 瀬 三 千	福 祉 保 健 課 長	望 月 聡
子 育 て 支 援 課 長	小 林 恵	産 業 振 興 課 長	遠 藤 悦 美
都 市 整 備 課 長	山 形 謙 一 郎	土 木 整 備 課 長	河 原 恵 一
上 下 水 道 課 長	依 田 正 紀	教 育 総 務 課 長	中 込 浩 司
生 涯 学 習 課 長	井 上 誠		

5. 職務のため出席した者の職氏名 (2名)

議 会 事 務 局 長	原 田 和 佳
書 記	横 内 太 加 志

開会 午前10時00分

○議会事務局長（原田和佳君）

開会の前に、相互にあいさつを交わします。起立願います。

着席願います。

富士川町告示第32号をもって招集されました、令和4年第2回富士川町議会臨時会に、議員並びに町長をはじめ執行部各位には、ご健勝にてご出席をいただき、誠にありがとうございます。

本臨時会は、一般選挙後、初めての議会であります。

議長が選挙されるまでの間は、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で、年長議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

つきましては、堀内春美議員が年長議員でございますので、ご紹介いたします。

それでは、堀内春美議員、議長席をお願いいたします。

---

○臨時議長（堀内春美さん）

ただいまご紹介をいただきました堀内春美です、

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。どうぞ、よろしく願います。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより、令和4年第2回富士川町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

---

○臨時議長（堀内春美さん）

日程第1 「仮議席の指定」を行います。

仮議席は、ただいま着席している、議席とします。

---

○臨時議長（堀内春美さん）

日程第2 「諸般の報告」

この際、議案の審議に先立ちまして、諸般の報告を行います。

議長から報告します。本日の議事日程、説明員として出席通知のありました者の職・氏名、及び監査委員の出納検査報告などにつきましては、お手元に配布したとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

ここで、町長からあいさつの申し出がありましたので、これを許します。

町長 望月利樹くん。

○町長（望月利樹君）

本日ここに、富士川町議会議員改選後の初議会が開催されますことに、大変意義深く思うと同時に、新たに選ばれました議員の皆様へ、ご挨拶を申し上げる機会を頂き感謝申し上げます。

皆様におかれましては、去る4月10日に執行されました任期満了に伴う4年ぶりの富士川町議会議員一般選挙において、めでたく当選されました。

今回の選挙は、近年にはない激しい選挙戦であったと思います。こうした中、選挙期間中は、町民の皆様に対して富士川町の未来を創るための熱い思いと、それぞれの持つ政策を軸に、健全な政策論争を繰り広げていただきました。

その結果、見事に町民の負託を得られて当選されました13人の町議会議員の皆様に対して、心からの敬意と祝意を表すところであります。

ご承知のとおり、議会は、地方公共団体の意思を決定する機能及び執行機関を監視する機能を担っております。町長を筆頭とする執行部と、議会との間での機関競争を繰り広げることにより、地方自治の適正な運営を期することとされております。中でも、町民の多様な声を反映すべく議員間討議を通じて意思決定する議会こそが住民自治の根幹であり、民意の集約されたフォーラムであると私は認識しております。

合議制の議会と独任制の執行部が善政競争を繰り広げ、知恵を出し合い、ともに新しい未来の富士川町を創り上げる力となるべく、切磋琢磨することが肝要と考えます。皆様におかれましては、まさに二代表制の一翼を担う、議会人としての役割を存分に発揮されることを期待しております。

同時に、愛する私たちの富士川町を同じ公選の職として町民の負託を得た議会の皆様とともに働けること、ともに素晴らしい町を創り上げて行ける新しい礎が出来たことに対して、いま、大きな希望と期待を膨らませているところでございます。

私も1月16日に町長に就任し、以来、3か月あまりが経過したところであります。私が町長に就任するにあたり、「対話と現場主義による協働のまちづくり」を掲げました。町政とは町民の生活に密接に関わっているものであり、個人の力だけでは成し得ない様々な事柄を団体の意思として実現するものです。従って全ての政策は町民の皆様の多数の意思を反映したものでなくてはならず、重要な町の決定において対話の過程無くして進められるはずがありません。「対話と現場主義による協働のまちづくり」とは、対話によって現場の当事者である町民の皆様が本来求めている事は何かを見定めること、町民の皆様とともに作りあげた目標に向かって力を合わせ、ともに理想とする未来を創って行こうというメッセージです。

これから投げかけさせていただく、私からの数々のメッセージに対して、今日から始まる議会の皆様の議論によって私たちの富士川町の新しい未来が創られます。

執行部と議会が、ともに町民の負託に応えるための車の両輪のごとく機能するよう、ともに切磋琢磨して行きたいと考えております。私たちは、信頼を失った町政を、再び町民の手の届くところに近づけなければなりません。町民に期待され、信頼される新しい町を目指し、私たちの富士川町の誇りを、新しい議会の皆様とともに力を合わせて、築き上げて行きたいと考えております。

本臨時議会におきましては、議会構成後に、専決予算案件1件、人事案件6件、あわせて7件の議案の提出のほか、選挙管理委員会委員及び補充員の選挙をお願いしたいと考えております。

以上、改選後初の議会においての私からの挨拶と提案を申し上げます。なにとぞ、よろしくご審議の上、ご議決あらんことをお願い申し上げます。

○臨時議長（堀内春美さん）

以上で、町長のあいさつを終わります。

ここで、4月1日に就任しました、教育長からあいさつの申し出がありましたので、これを許します。

教育長 古屋三千雄君。

○教育長（古屋三千雄君）

貴重な時間を頂戴いたしまして、一言ごあいさつ申し上げます。

3月の議会において議員の皆様のご同意をいただき、野中教育長の後任としてご推挙いただきました、古屋三千雄と申します。誠にありがとうございました。身に余る光栄であるとともに、その

責任の重大さに改めて身の引き締まる思いであります。

現在、教育行政には、各施設整備事業やその運営、学校教育においては、児童生徒数の減少とそれの伴う中学校統合問題、いじめ・不登校問題、加えてコロナ禍による行事の削減・縮小は、学校のみならず町内すべての団体に波及しており、課題は山積していると言わざるを得ません。

しかし、「町づくりは、まず人づくりから」。まさに「今を、未来を力強く生きる「ふるさと富士川」人づくり」を目指し、学校教育、社会教育そして社会体育の充実発展、加えて、歴史と文化の継承と構築に向けて、全力で取り組む覚悟でございます。

議員の皆様方には、今後とも温かいご理解とご支援を重ねてお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○臨時議長（堀内春美さん）

以上で、教育長のあいさつを終わります。

---

○臨時議長（堀内春美さん）

日程第3 議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推薦で行うことと決定しました。

お諮りします。

指名の方法につきましては、鮫田洋平君が指名することにしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、鮫田洋平君が指名することに決定しました。

12番 鮫田洋平君。

○12番議員（鮫田洋平君）

議長に堀内春美さんを指名します。

○臨時議長（堀内春美さん）

お諮りします。

ただいま、鮫田洋平君が指名しました堀内春美を議長の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名された堀内春美が、議長に当選しました。

ここで、議長就任のあいさつをさせていただきます。

○議長（堀内春美さん）

議長就任に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。この度議員の皆様のご推挙を頂きまして富士川

町議会第8代議長の要職を賜りましたことは、誠に身に余る光栄であり、その職責の重大さを痛感し、身の引き締まる思いでございます。

私たちを取り巻く現在の社会情勢は、なかなか終息しないコロナ感染やロシア軍のウクライナ侵攻で、諸物価が値上がりするなど、日本経済の先行きが不透明な状況にあると予想され、町においても行政運営や議会の役割が重要になると共に、厳しさが求められています。

議会は、主権者である町民に代わって、二元代表制を守り、是々非々の姿勢を保ち、私たち議員の任務は、広く町民の意見や要望を把握し、互いに議論し、行政の課題を明確にして、町民に開かれた、信頼される議会運営を心がける必要があります。町民の健康・福祉の向上、健全な財政を目指して、更に発展し、町民がこの町に住んで良かったと言える町の実現のために、職責を全うして行く所存です。

皆様方のお力添えを賜りまして議会の果たすべき役割を認識し、公正公平のもと議会運営に努めて参ります。議員の皆様のご支援とご協力をお願いして、就任のあいさつとさせていただきます。

---

○議長（堀内春美さん）

これより、議長を務めさせていただきます。みなさまのご協力をお願いします。  
追加議事日程配布のため、暫時休憩します。

休憩 午前10時17分

---

再開 午前10時18分

○議長（堀内春美さん）

休憩を解いて再開します。

お諮りします。本日、これからの議事日程は、ただいまお手元に配布しましたとおりとしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、追加日程第1から第20として、議題とすることに決定しました。

---

○議長（堀内春美さん）

追加日程第1 議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長が指定します。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、指定した議席番号および指名を職員に朗読させます。

○議会事務局長（原田和佳君）

1番	宇田川朱恵議員	2番	神田雅也議員
3番	依田誠司議員	4番	深澤一幸議員
5番	小林和良議員	6番	秋山 仁議員

7番	望月 眞議員	8番	小林有紀子議員
9番	齊藤欽也議員	10番	青柳光仁議員
11番	鮫田洋平議員	12番	井上光三議員
13番	堀内春美議員		

○議長（堀内春美さん）

以上、朗読のとおり議席を指定しました。

暫時休憩します。席の移動をお願いします。

休憩 午前10時20分

---

再開 午前10時21分

○議長（堀内春美さん）

休憩を解いて再開します。

追加日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により1番宇田川朱恵さんおよび2番神田雅也君を指名します。

---

○議長（堀内春美さん）

追加日程第3 会期決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

○議長（堀内春美さん）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

---

○議長（堀内春美さん）

追加日程第4 副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にしたいと思えます。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

副議長に、青柳光仁君を指名します。

ただいま、議長が指名しました青柳光仁君を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました青柳光仁君が副議長に当選されました。

副議長に当選されました青柳光仁君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、本席から当選の告知をします。

青柳光仁君、副議長当選承諾のあいさつを演壇でお願いします。

○副議長（青柳光仁君）

ただいま皆様からご推挙されました青柳光仁です。非常に重いご指名をいただきましたので、精一杯副議長の責務を努めて参りたいと思っております。

先ほどの町長のごあいさつの中にもありましたけれども、対話と現場主義、町民多数の意見を吸い上げて物事を決定して、良いまちづくりをしていくというお話がありました。私も対話と現場主義、町民のほうを向いた議員ということで務めて参りましたが、コロナのせいにするわけではありませんけれども、対話という面では若干あるいは大きく反省する点があります。現場主義については、町民の声を聴くと同時に、すぐ動いて町民のご意見に応えるように努めて参ったつもりでおります。これからも、その方針は変えないでいきたいと思っております。

議会内については、ぜひ皆さんと一致協力して議長を支えながら、町当局と十分に相互にチェックを重ねながら、先ほど町長のお話にもありましたけれども、議会も行政も町民に選ばれた二元代表制という言葉を使っておりますけれども、どちらも町民の方を向いて仕事をしていかなければならないと感じております。

ぜひ、そういう意味でお互いに切磋琢磨して進めて参りたいと思っておりますので、ご協力の程をお願い申し上げます。

以上、簡単ではありますが副議長就任のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（堀内春美さん）

副議長のご活躍をご期待申し上げます。

---

○議長（堀内春美さん）

追加日程第5 常任委員会委員の選任についてを議題とします。

委員名簿配付のため、暫時休憩します。

休憩 午前10時26分

---

再開 午前10時27分

○議長（堀内春美さん）

休憩を解いて再開します。

お諮りします。

常任委員の選任につきましては、委員会条例第7条第2項の規定により、お手元に配布しました名簿のとおり、それぞれ指名したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、各常任委員は、ただいま指名したとおり、選任することに決定しました。

ただいま、常任委員が決定しましたが、議長は公平、指導の立場にあり、かつ運営上、中立性を保持すべきものであり、職責を完全に遂行するため常任委員を辞退したいと思います。

これにつきましては、私の一身上に関する事件であり、地方自治法第117条の規定により、除斥が適用されますので、副議長に議事運営をお願いします。

(議長 退場)

○副議長(青柳光仁君)

しばらくの間、議長を務めさせていただきます。ただいま、議長から常任委員を辞退したいとの申し出がありました。

お諮りします。本件は、申し出のとおり辞退を許可することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、議長の常任委員の辞退を許可することに決定しました。

議長の入場を許可します。

(議長 入場)

○副議長(青柳光仁君)

議長の常任委員の辞退を許可することに決定したことを告知します。

これで、議長を交代します。

○議長(堀内春美さん)

それでは、先ほど選任されました各常任委員会において、委員会条例第8条第2項の規定により、それぞれ正副委員長の互選をお願いします。

ここで、しばらく休憩します。

休憩 午前10時31分

---

再開 午前10時33分

○議長(堀内春美さん)

休憩を解いて再開します。

休憩中に各常任委員会を開き、正副委員長の互選を行いましたので議長から報告します。

ひとつくり常任委員会委員長に望月眞君、同副委員長に宇田川朱恵さん

まちづくり常任委員会委員長に秋山仁君、同副委員長に青柳光仁君

広報常任委員会委員長に小林有紀子さん、同副委員長に神田雅也君

が、それぞれ互選されました。

---

○議長(堀内春美さん)

追加日程第6 議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

委員名簿配布のため、暫時休憩します。

休憩 午前10時31分

---

再開 午前10時33分

○議長(堀内春美さん)

休憩を解いて、再開します。

議会運営委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条第2項により、お手元に配布しました名簿のとおり指名したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員は、お手元に配布した名簿のとおり選任することに決定しました。

それでは、選任されました議会運営委員会において、委員会条例第8条第2項の規定により、正副委員長の互選をお願いします。

ここで、しばらく休憩します。

休憩 午前10時31分

---

再開 午前10時33分

○議長 (堀内春美さん)

休憩を解いて、再開します。

休憩中に委員会を開き、正副委員長の互選を行いましたので、議長から報告します。

議会運営委員会委員長に齊藤欽也君、同副委員長に秋山仁君が互選されました。

---

○議長 (堀内春美さん)

追加日程第7 峡南広域行政組合議会議員の選挙について

追加日程第8 三郡衛生組合議会議員の選挙について

追加日程第9 中巨摩地区広域事務組合議会議員の選挙について

追加日程第10 山梨県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

追加日程第11 峡南医療センター企業団議会議員の選挙について

追加日程第12 山梨西部広域環境組合議会議員の選挙について

以上の6議案については、一部事務組合議会議員の選挙でありますので、一括して議題とします。  
お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、議長において指名推薦したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は議長において、指名推薦することに決定しました。

○議長 (堀内春美さん)

まず、峡南広域行政組合議会議員には、井上光三君、小林有紀子さん、望月眞君の以上3名を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長において指名した方を、当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました方が、当選されました。

ただいま当選されました方が、議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、

本席から当選の告知をします。

続いて、三郡衛生組合議会議員には、青柳光仁君、深澤一幸君、依田誠司君、神田雅也君の以上4名を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長において指名した方を、当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました方が、当選されました。

ただいま当選されました方が、議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、本席から当選の告知をします。

続いて、中巨摩地区広域事務組合議会議員には、齊藤欽也君、宇田川朱恵さんの以上2名を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長において指名した方を、当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました方が、当選されました。

ただいま当選されました方が、議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、本席から当選の告知をします。

続いて、山梨県後期高齢者医療広域連合議会議員には、小林和良君の1名を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長において指名した小林和良君を、当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました小林和良君が、当選されました。

ただいま当選されました小林和良君が、議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、本席から当選の告知をします。

続いて、峡南医療センター企業団議会議員には、井上光三君、鮫田洋平君、青柳光仁君、小林有紀子さん、秋山仁君の以上5名を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長において指名した方を、当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました方が、当選されました。

ただいま当選されました方が、議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、本席から当選の告知をします。

続いて、山梨西部広域環境組合議会議員には、鮫田洋平君の1名を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長において指名した鮫田洋平君を当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した鮫田洋平君が当選されました。

ただいま当選されました鮫田洋平君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、本席から当選の告知をします。

なお、一部事務組合議会議員名簿につきましては、議会終了後、配布しますので、ご了承願います。

ここで、暫時休憩します。

休憩 午前10時45分

---

再開 午前11時23分

○議長（堀内春美さん）

休憩を解いて再開します。

休憩中に、各常任委員会から継続調査申出がありましたので、これらの議事日程は、お手元に配布したとおりとしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、追加日程第21から第23として、議題とすることに決定しました。

---

○議長（堀内春美さん）

追加日程第13 承認第3号 専決処分承認を求めることについて（令和4年度富士川町一般会計補正予算（第1号））についてを議題とします。

町長から本案について、提案理由の説明を求めます。

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

————— 議案の提案理由朗読説明 —————

○議長（井上光三君）

次に、承認第3号について補足説明を求めます。

財務課長 樋口一也君。

○財務課長（樋口一也君）

承認第3号の補足説明をさせていただきます。タブレット3ページをお願いいたします。

（以下、専決処分書・令和4年度富士川町一般会計補正予算の朗読）

第1表歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細書により説明いたします。タブレット8ページの表紙の次のページをお願いいたします。

（以下、令和4年度富士川町一般会計補正予算（第1号）事項別明細書朗読説明）

以上で、承認第3号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただきご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀内春美さん）

以上で、町長からの提案理由並びに担当課長の補足説明が終わりました。

これから、承認第3号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番 望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

承認第3号、専決処分の承認を求めることについて（令和4年度富士川町一般会計補正予算（第1号））について、議案書で言うと6ページから7ページになりますが、先ほど全員協議会で説明を受けて詳細は分かりました。この財源215万円を繰越金を充てるということも分かりました。理解はするのですが、色々な人から聞かれて、名誉町民の合同葬とはどういうことかと。費用はどのようになっているのか、あるいは、どのくらい掛かるのかということでは何か一般の人から聞かれたことがあるのですが、私たちはこれで理解したのですが、今後、この葬儀の詳細というプライバシーにも関わってくると思いますので、大きな流れというか内容については広報あるいはホームページ等で町民に知らせるのかどうなのかその辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 早川竜一君。

○政策秘書課長（早川竜一君）

ただいまのご質問にお答えいたします。初めに、合同葬についてですが、本日配付いたします広報ふじかわにおいて、合同葬で行われたということは町民に周知をすることとしております。また予算については、議会広報の中で掲載をしていただけたらと考えております。以上です。

○議長（堀内春美）

7番 望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

ひとつ宿題をいただいて、議会広報の中でやはりこれは何らかの形で、詳細まではでいなくてもこういう形で計上されたということは知らせる必要があると思いますが、いかがですか。その点について再度確認しますがいかがでしょうか。議会広報を通じて、町のほうは広報で流れについてお話しすると、予算の明細についてはないということなので。

○議長（堀内はるみさん）

政策秘書課長 早川竜一君。

○政策秘書課長（早川竜一君）

ただいまのご質問にお答えいたします。本日の臨時会はですね、議会広報の中で詳細な説明をいつもしていただいておりますので、掛かった費用については議会広報の中の予算の専決処分の承認案件の金額で周知をしていただければと考えております。

○議長（堀内春美さん）

7番 望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

また、議会広報常任委員会で検討してもらうことになると思います。以上で終わります。

○議長（堀内春美さん）

ほかに質疑はありませんか。

12番 井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

確認だけさせてください。まず全協で説明を受けました、前例で旧増穂町で22年前にやりました。南アルプス市でもありましたということですが、この前例を参考に歳出の部分で、これこれ

ういうことになる。その前例とほぼ同様なものだったのか。ある一定程度を参考にして、独自に歳出を決めていったのかと。その辺の確認をちょっとさせてください。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 早川竜一君。

○政策秘書課長（早川竜一君）

ただいまのご質問にお答えいたします。全協で参考例とさせていただきました南アルプス市の石川豊様の例。そして、旧増穂町時代の岩間様の例と2つを参考にしたわけですが、特に何の費用を町と石川家で折半するかということは、主に最近の例の南アルプス市の例を参考に予算を計上したところであります。また、岩間様のときには、会葬礼状とか会場内のテントや椅子や放送設備、寒いときでありましたので暖房等の器具も用意しましたので、そういったものは今回の例からは外してあります。それと、岩間様のときには、お布施も約50万円掛かりましたが、これは、町の予算のほうで計上させていただきましたが、今回石川様のときにはお上人さんに導師様、脇導師様、そして役僧に払う9人の費用については、石川家の負担とさせていただいたところであります。

○議長（堀内春美さん）

12番 井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

分かりました。今後もしあるとすれば、これが前例というか参考になるのか。あるいは、もう少し基準みたいなもの作っていくということを考えているのかその辺をもう1度教えてください。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 早川竜一君。

○政策秘書課長（早川竜一君）

ただいまのご質問にお答えいたします。今回、富士川町になってから初めて行われたこの合同葬でありますので、ある程度、この基準が今後この基準に合わせてやっていくことになると思います。そうはいいまして、最新の状況を各市町村などから情報を入れまして、その時代時代に合った合同葬とさせていただきたいと考えております。

○議長（堀内春美さん）

12番 井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

最後にちょっと確認したいのですが、こういうものなのかどうか分かりませんが、繰越金が歳入に入っていますけれども、私たちはちょっと素人ですから分かりませんが、合同葬ですと、町と当家ですね。町に対して来てくださった方もいるし、そこで香典を出した方もいるかと思うのですが、歳入にはそういうものが入っていませんけれども、こういうものなのか、前例もすべてそういうものなのか、確認だけちょっとさせてください。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 早川竜一君。

○政策秘書課長（早川竜一君）

ただいまのご質問にお答えいたします。今回の合同葬に当たりまして、町がご案内を出した方が30名ございます。その30名の方も、副町長、歴代の教育長そして歴代の町議会議長ほか現職の町議会議員の皆さま。そのほか議会の同意等をいただいて選任をされている委員さん。首都圏富士川会の会長、区長会約30人の方に町からのご案内ということで出したところですが、それぞれ町

のご案内はともかくとして、石川家とのそれぞれ深い関わりのある方ですので、それを町の収入とするのもどういふものかということで、今回は香典につきましてはすべて石川家の収入とさせていただきます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

12番 井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

終わります。

○議長（堀内春美さん）

ほかに質疑はありませんか。

11番 鮫田洋平君。

○11番議員（鮫田洋平君）

ちょっと簡単な質問ですけれども、3月8日にご逝去され、1か月経って4月13日、14日だったというこの期間が開いた理由をお願いします。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 早川竜一君。

○政策秘書課長（早川竜一君）

ただいまのご質問にお答えいたします。お亡くなりになってから約1か月以上、葬儀の期間が開いた訳ですけれども、全協でも説明しましたとおり石川家としてははくばく文化ホールを使用したいということで、はくばく文化ホールの空きの日をすべて石川家にお伝えいたしました。本来であれば、翌週も既に使用可能であった訳ですけれども、そこは石川家と菩提寺、葬儀会社等の日程もありまして1か月以上葬儀がかかったという経緯でございます。

○議長（堀内春美さん）

11番 鮫田洋平君。

○11番議員（鮫田洋平君）

分かりました。それと、相当の例をもって尽くすというこ部分で、名誉町民の石川様を町と送ってあげたということは、すごくよかったなと思います。合同葬の考え方ですけれど、例えば葬儀は当家で通夜・葬儀をしました。その後もし、偲ぶ会のようなそういう会をもし町に投げられた場合というのは、どういう対応を今後されるのでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 早川竜一君。

○政策秘書課長（早川竜一君）

お答えをいたします。今回の合同葬に当たりまして、当初は石川家で通夜・告別式を行う。よって、偲ぶ会みたいなものを町でやってもらえないかという案も家族の中にはございましたが、最終的にご家族の判断で合同葬にすることになりましたので、偲ぶ会というのは現計画にはないと考えております。

○議長（堀内春美さん）

11番 鮫田洋平君。

○11番議員（鮫田洋平君）

今後、もしそういう話があれば町としてはそういう偲ぶ会としての対応も考えていくということですか。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 早川竜一君。

○政策秘書課長（早川竜一君）

お答えいたします、ここでの即答はできませんけれども、協議の上どんなイメージで偲ぶ会をするのかということも含めて協議をして参りたいと考えております。

○議長（堀内春美さん）

11番 鮫田洋平君。

○11番議員（鮫田洋平君）

以上で終わります。

○議長（堀内春美さん）

ほかに、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上をもって、承認第3号について質疑を終わります。

これから、承認第3号について討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論なしと認めます。

以上をもって、承認第3号について討論を終わります。

これから、承認第3号について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。

したがって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

---

○議長（堀内春美さん）

追加日程第14 富士川町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてを議題とします。

富士川町選挙管理委員会委員長齋藤光江さんから、富士川町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行うべき事由が発生し、地方自治法第182条第8項の規定により通知がありましたので、同法第182条第1項及び第2項の規定により、これより富士川町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦により行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推薦によって行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名推薦することにしたと思います。

これにご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

推薦者名簿配布のため、暫時休憩します。

( 書記 推薦者名簿配布 )

休憩 午前11時42分

---

再開 午前11時43分

○議長 (堀内春美さん)

休憩を解いて再開します。

選挙管理委員会委員に齋藤光江さん、笠井修君、佐塚孝之君、山下正巳君。以上のとおり指名します。

ただいま指名した方を、選挙管理委員会委員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した方が、選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、選挙管理委員会補充員には、次の方を指名します。

第1順位 堀内敬明君、第2順位 岡崎紀子さん、第3順位 入倉茂喜君、第4順位 岩間湛教君。以上のとおり指名します。

お諮りします。

ただいま指名した方を、選挙管理委員会補充員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した方が、選挙管理委員会補充員に当選されました。

---

○議長 (堀内春美さん)

追加日程第15 同意第2号 富士川町監査委員 (学識経験) の選任につき議会の同意を求めることについて

追加日程第16 同意第3号 富士川町監査委員 (議会選出) の選任につき議会の同意を求めることについて

以上の2議案は、監査委員の選任の同意案でありますので、一括して議題とします。

町長から本案について、提案理由の説明を求めます。

町長 望月利樹君。

○町長 (望月利樹君)

————— 議案の提案理由朗読説明 —————

○議長 (堀内春美さん)

以上で、町長の提案理由の説明が終わりました。

地方自治法第117条の規定により、鮫田洋平君の退席をお願いします。

( 鮫田洋平議員 退席 )

この議題については、質疑と討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、同意第2号および同意第3号については質疑と討論を省略します。

これから、同意第2号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、同意第2号は原案のとおり同意することに決定しました。

これから、同意第3号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、同意第3号は原案のとおり同意することに決定しました。

鮫田洋平君の入場を許可します。

( 鮫田洋平君 入場 )

議席にお戻りください。

鮫田洋平君に、富士川町監査委員に同意したことを告知します。

---

○議長 (堀内春美さん)

追加日程第17 同意第4号 富士川町公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについてを議題とします。

町長から本案について提案理由の説明を求めます。

町長 望月利樹君。

○町長 (望月利樹君)

————— 議案の提案理由朗読説明 —————

○議長 (堀内春美さん)

以上で、町長からの提案理由説明が終わりました。

この議題については、質疑と討論を省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、同意第4号については、質疑と討論を省略します。

これから、同意第4号について採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、同意第4号は、原案のとおり同意することに決定しました。

---

○議長 (堀内春美さん)

追加日程第18 同意第5号 富士川町固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求め  
ることについて

追加日程第19 同意第6号 富士川町固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求め  
ることについて

追加日程第20 同意第7号 富士川町固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求め  
ることについて

以上の3議案は、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意案件でありますので、一括して議題  
とします。

町長から本案について提案理由の説明を求めます。

町長 望月利樹君。

○町長 (望月利樹君)

————— 議案の提案理由朗読説明 —————

○議長 (堀内春美さん)

以上で、町長からの提案理由説明が終わりました。

この議題については、質疑と討論を省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、同意第5号から第7号については、質疑と討論を省略します。

これから、同意第5号から同意第7号について、採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、同意第5号から第7号については、原案のとおり同意することに決定しました。

---

○議長 (堀内春美さん)

追加日程第21 ひとづくり常任委員会の閉会中の継続調査申出書について

追加日程第22 まちづくり常任委員会の閉会中の継続調査申出書について

追加日程第23 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書について

以上の3議案は、閉会中の継続調査案でありますので一括して議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中  
の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

○議長 (堀内春美さん)

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本臨時会は、選挙後初の議会であり、議会構成をはじめ提案された案件について、慎重な中にも熱心なご審議をいただき、ここに無事、閉会できますことを、厚くお礼申し上げます。

議員各位におかれましては、町民の代表として、その重責をまっとうし、町民の福祉向上のため、より一層ご尽力賜りますよう、お願い申し上げます。

また、当局におかれましても、町民の意見・要望を十分尊重されたうえ、「暮らしと自然が輝く交流のまち」実現のための施策を展開されることを強く要望しまして、令和4年第2回富士川町議会臨時会を閉会とします。

起立願います。「相互に礼」ご苦労さまでした。

閉会 午前11時57分